

全国厚生労働関係部局長会議

令和2年1月17日（金）

子ども家庭局

《 目 次 》

1. 保育の充実	
（1）「子育て安心プラン」の着実な推進について	1
（2）保育人材の確保に向けた総合的な対策について	7
（3）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し（令和2年度の公定価格の見直し等）について	10
（4）幼児教育・保育の無償化について	14
（5）認可外保育施設の質の確保・向上について	17
2. 児童虐待防止対策の抜本的強化	20
3. 地域における子育て支援の充実	
（1）放課後児童クラブについて	29
（2）社会的養育の充実について	31
（3）ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について	35
（4）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について	41
（参考1）令和2年度子ども家庭局予算案の概要	48
（参考2）照会先一覧	56

1. 保育の充実

(1)「子育て安心プラン」の着実な推進に
ついて

待機児童解消に向けた取組の状況について

【子育て安心プラン】

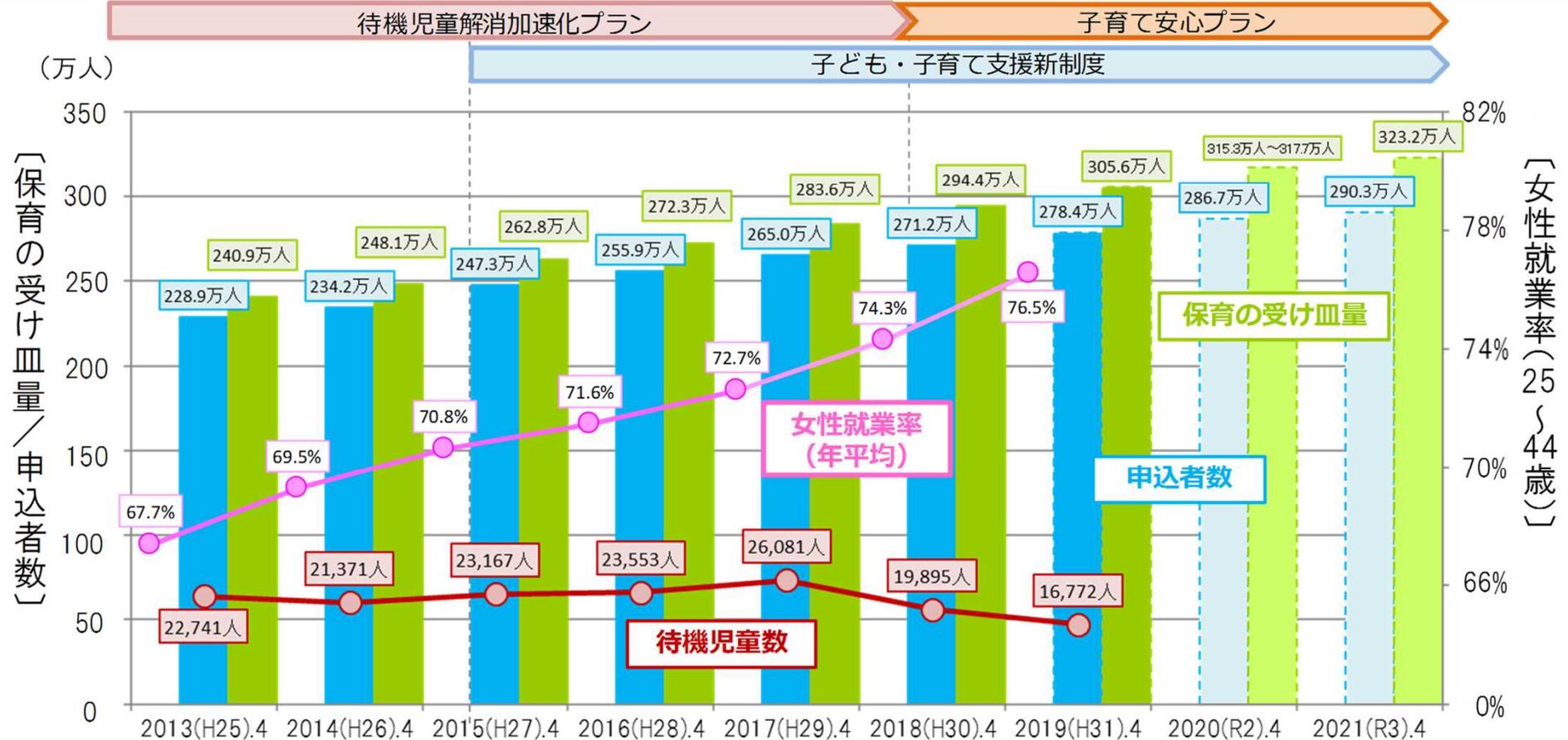
- 「子育て安心プラン」は、2018～2020(平成30～令和2)年度までの3か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。
今回は、3か年計画の1年目の実績及び3年目までの見込みを取りまとめたもの。

【保育の受け皿拡大の状況】

- 現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017(平成29)年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、2018～2020(平成30～令和2)年度末までの3年間で約29.7万人分が拡大できる見込みであり、これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、政府目標の約32万人まで増加することが想定される。

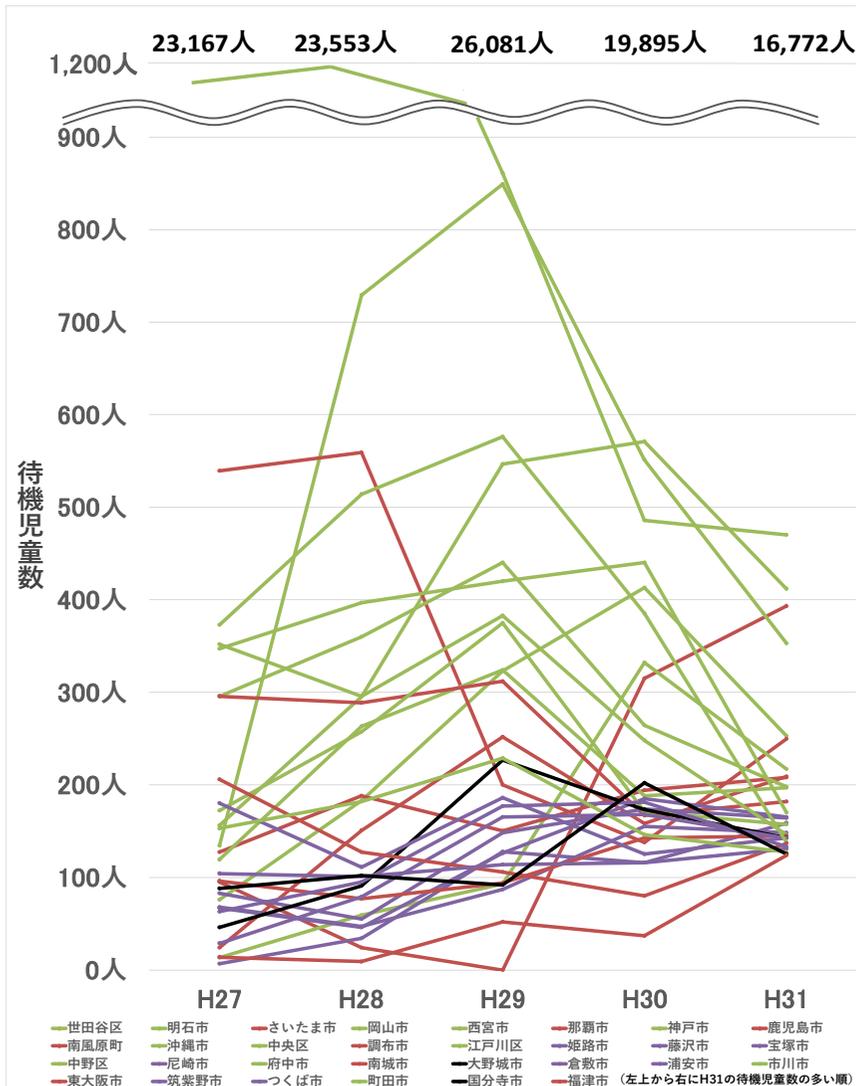
【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇しており、それに伴い申込者数も年々増加。
2019(平成31)年4月時点の申込者数は、約278.4万人で、昨年度と比較して増加(約7.2万人増)。
- 2019(平成31)年4月時点の待機児童数は、16,772人となり、調査開始以来最少の調査結果。



市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化

- 全体で見れば、自治体毎の待機児童数のバラつきは低減し減少傾向。一方、待機児童が増加している自治体等もあることから、各自治体における待機児童の特性に応じたきめ細かな支援が必要。
- 重点的な支援が必要な自治体を特定し、要因・対策のヒアリングを行うとともに、さらに着実な実行を担保するため、新たに、定期的にフォローアップを行い、必要な支援を実施。



① 過去2年で待機児童数が大きく(100人以上)減少した自治体 (39/1,741)

- ✓ 減少傾向を継続させるため、保育の受け皿整備(補助率の嵩上げ)や保育人材の確保を引き続き支援

② 見込みを上回る申込者数の増により、待機児童が増加した自治体(123/1,741)

- ✓ 各自治体にヒアリングを行い、地域のニーズが満たせるよう、整備計画の見直しを実施し、保育の受け皿整備を着実に促進

③ 待機児童数が3年間1~100人台で推移している自治体(276/1,741)

- ✓ 市区町村内の居宅から容易に移動することが可能な区域(保育提供区域)ごとに、申込者数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や、保育コンシェルジュを活用したマッチング支援等を実施

※ ①~③の自治体数は重複あり

「子育て安心プラン」

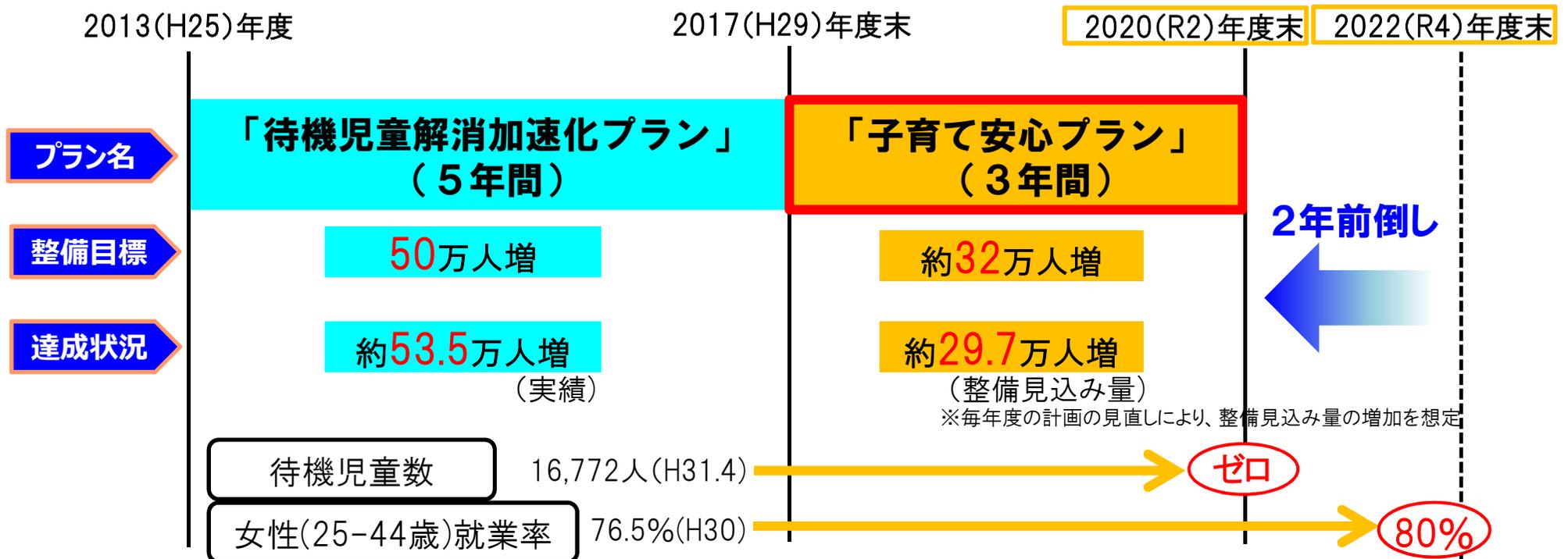
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（令和元）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（令和2）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2020（令和2）年度末までの**3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備**（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



保育の受け皿整備等について

- 令和2年度は、「子育て安心プラン」の最終年度であり、残り7.4万人分の受け皿整備に対応する予算として、令和元年度補正予算案（228億円）と令和2年度予算案（767億円）を合わせて、995億円を計上し、地方自治体における受け皿整備を引き続き支援することとしている。
- 特に、賃貸物件を活用して保育所等の設置促進を図る改修費等補助について、これまで一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた額に見直し、引上げを行うこととしたので、積極的に活用されたい。

保育所等整備交付金

【趣旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】 ・保育所整備事業 ・認定こども園整備事業（幼稚園型） ・小規模保育整備事業
 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
 (5) 家庭的保育改修等支援事業

【主な補助基準額（案）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1施設当たり	利用（増加）定員19名以下	15,000千円（① 20,000千円、② 23,000千円）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円（① 32,000千円、② 35,000千円）
	利用（増加）定員60名以上	55,000千円（① 60,000千円、② 63,000千円）

《拡充》(1)の事業について

- ・保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、これまで改修に係る定員の規模に関わらず一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた補助基準額に見直し、引上げを行う
- ・幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）を補助対象に加える

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 ※ 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2 ※ 国：2/3、市区町村：1/3

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合

待機児童対策協議会の設置状況について

○ 現時点で19都府県において設置。当該19都府県における待機児童数は12,959人(全国(16,772人)の約8割)(H31.4.1時点)。

県名	設置日	構成員	協議内容(議題)	(参考) 待機児童数
青森県	H31.2.8	6市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	受け皿整備、広域利用、保育人材確保 等	0人
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	市町村間の課題共有及び解決策の検討 等	583人
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	65人
山形県	H30.10.29	28市町	協議会が別に定める	45人
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	274人
埼玉県	H30.5.24	25市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	広域的な調整、特に専門性の高いもの、好事例の横展開 等	1,208人
千葉県	H30.8.27	30市町	保育の受け皿整備、保育所等の広域利用(広域連携)、保育士の確保 等	1,020人
東京都	H30.6.8	53市区町村	協議会が別に定める	3,690人
神奈川県	H30.7.9	33市町村(全市町村)	受け皿確保の促進、保育人材の確保 等	750人
静岡県	H31.2.28	30市町	受け皿整備、保育人材確保 等	212人
愛知県	H31.4.1	54市町村(全市町村)	協議会が別に定める	258人
滋賀県	H30.8.21	19市町(全市町)	保育人材確保、広域利用 等	459人
大阪府	H30.8.27	43市町村(全市町村)	協議会が別に定める	589人
奈良県	R1.7.1	11市町	協議会が別に定める	198人
岡山県	H30.5.24	12市町(待機児童がいる自治体)	協議会が別に定める	580人
福岡県	H30.12.25	60市町村(全市町村)	待機児童の解消、保育士の確保 等	1,232人
佐賀県	H31.1.29	20市町(全市町)	協議会が別に定める	24人
長崎県	R1.5.16	21市町(全市町)、長崎県保育協会、長崎県内指定保育士養成施設	待機児童解消対策に関する市町村間の情報共有 等	70人
沖縄県	H30.10.22	23市町村	受け皿確保の促進、保育所等の広域利用の推進 等	1,702人

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

1. 受け皿整備等



(1) 保育所等改修費等支援事業（市区町村）〈前掲〉

賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の高上げ

- ※ 補助基準額（案）
賃貸物件による保育所改修費等支援事業(20名以上59名以下の場合)
35,000千円（通常27,000千円）

(2) 都市部における保育所等への賃借料支援事業（市区町村）〈前掲〉

新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

- ※ 補助基準額（案）12,000千円（通常22,000千円）

(3) 待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

- ※ 補助基準額（案）2,678千円
- ※ 補助割合 国：1/2、都道府県：1/2

2. 保育人材の確保



(1) 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）〈前掲〉

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（保育士再就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額（案）4,000千円

(2) 保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）〈前掲〉

市区町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

- ※ 補助基準加算額（案）4,000千円

3. 地方自治体からの提案型事業



○新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

- ※ 補助基準額（案）厚生労働大臣が認めた額（上限10,000千円の定額補助）
- ※ 補助割合 国：10/10

KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の实情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿整備等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村） ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

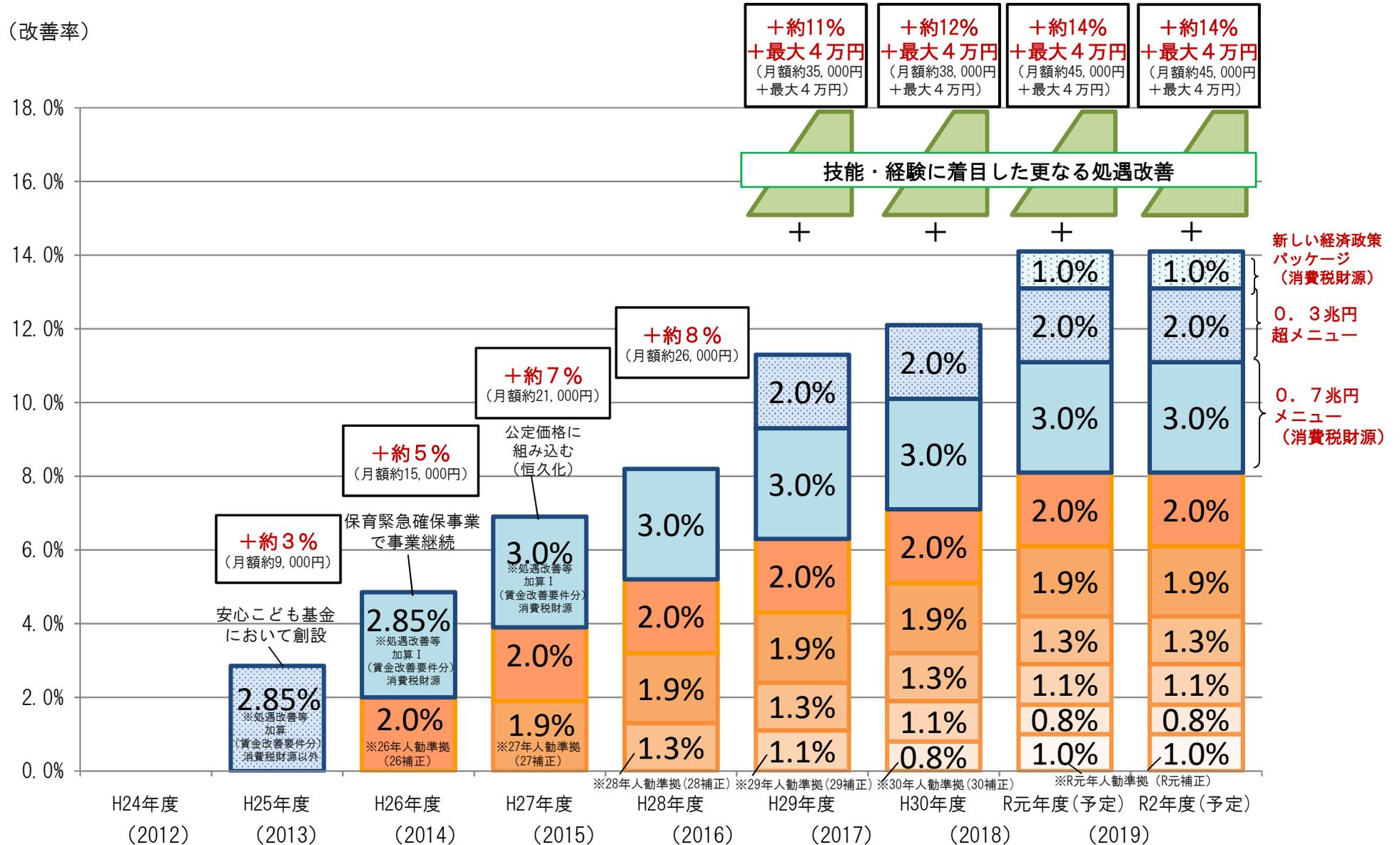
「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県） ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）



(2) 保育人材の確保に向けた総合的な 対策について

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)【24補正～:R2予算案で貸付原資等を確保】
 - ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・学費 5万円(月額)など
- 保育士資格取得支援事業の拡充(保育所等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助)
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大【30予算～】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施(27年度:4府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充(保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助)
 - ・支給対象期間を拡大(試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用)【30予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。【27補正～:R1補正案】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
 - ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大(子育て支援員研修の受講→保育所等での実習)【30予算～】
 - ・補助基準額の引き上げ(1施設1名分(226.4万円)→定員121人以上の施設:2名分(452.8万円))【30予算～】
- 保育体制強化事業の拡充(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
 - ・実施主体の拡大(待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村)等【30予算～】
 - ・補助基準額の拡充(園外活動時の見守り等にも取り組む場合:月100千円→月150千円等)【R2予算案】
- 保育士宿舍借り上げ支援(補助額:一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)【R2予算案】)
 - ・対象者の要件見直し(採用から10年以内の者 ※直近2か年の待機児童数と保育士の有効求人倍率の状況によって5年以内)【R2予算案】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの拡充(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。(補助額700万円)【R1予算～】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助(補助額10万円)【R1予算～】
- 就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除)
 - ・貸付額の上限を引き上げ(20万円→40万円)【28補正～:R2予算案で貸付原資等を確保】

「保育の現場・職業の魅力向上検討会(案)」について

1. 目的

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上やその発信策について、子ども家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする。

2. 主な検討事項

- (1) 保育士という職業の魅力向上とその発信策
- (2) 魅力ある職場づくりに向けて雇用管理改善と業務効率化
- (3) 保育士資格を有する者と保育所とのマッチングの改善

3. 運営

検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。

4. スケジュール

令和2年2月～4月にかけて、5回程度開始、その後必要に応じて継続的に開催。

5. その他

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上定める。

(3) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し
(令和2年度の公定価格の見直し等)について

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の概要

令和元年12月10日 子ども・子育て会議

はじめに

- ▷ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行後、政府は、保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできた。今年10月からは、幼児教育・保育の無償化が開始。
- ▷ 子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされている。
- ▷ 平成27年度の施行から数えて今年度が5年目。今般、子ども・子育て会議において、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討した。以下の対応方針により、政府において必要な対応をとることを求める。

制度全般に関する主な事項

- 保育標準時間・短時間の区分については、事務負担軽減が期待される一方で、保育の長時間化の懸念が指摘されており、その在り方について引き続き検討すべき。
- 保育の必要性認定における「求職」の取扱いについて、求職活動の内容・確認方法の例示等を通知等により周知すべき。

公定価格全般に関する主な事項

- 公定価格の設定方法については、「積み上げ方式」を維持すべき。
- 本年10月の改定により2号認定子どもに係る公定価格に存置された旧副食費相当額の一部については、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乘せするべき。
- 地域区分について、自地域より支給割合の高い区分の地域に囲まれている場合には、それらの地域のうち、支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みの導入を検討すべき。
- 保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべき。一方で、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については、保育所等の運営全体に与える影響に鑑み、慎重に検討すべきであり、特に人件費の削減は、人員配置の実態にも鑑み行うべきではない。
- 減価償却費加算の地域区分について、保育所等整備交付金制度と同様に区分を見直すべき。

処遇改善や事務負担軽減等、人材の確保に関する主な事項

- 更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せて引き続き検討すべき。
- 処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取扱いを含め、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべき。
- 夜間保育所のより安定した経営の構築に向け、夜間保育加算を拡充すべき。
- 離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関する実態把握や対応策の検討に着手すべき。

教育・保育の質の向上に関する主な事項

- 職員配置基準の改善については、「0.3兆円超」の安定的な財源の確保と併せて引き続き検討すべき。
- チーム保育推進加算・栄養管理加算の充実については、必要となる財源の確保と併せて検討すべき。
- 給食実施加算については、園として必要となる費用に応じた内容となるよう加算適用の在り方を見直すとともに、きめ細かな栄養・衛生管理等の下で調理し給食を実施する場合の加算単価の充実を検討すべき。
- 主幹教諭等専任加算について、継続的な幼小連携など教育・保育の質の向上に資する取組によっても取得できるよう要件を弾力化すべき。
- 施設関係者評価加算について、学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、自己評価の実施を前提に、公開保育の取組との一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべき。

地域の子育て支援活動の充実に関する主な事項

- 障害のある子どもの受入れや、地域における子育て支援の取組の、公定価格における評価を検討すべき。
- 被虐待児等の要保護児童の支援に関し、要保護児童対策地域協議会への参加や個別の支援といった保育所等での取組を評価することを検討すべき。

認定こども園に関する主な事項

- 私立認定こども園に係る障害児等支援事業の補助対象の一部を見直し、事務の簡素化を図るべき。
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭の免許状・資格併有の促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ特例の在り方について引き続き検討すべき。

地域型保育事業に関する主な事項

- 先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促すべき。
- 連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況等を踏まえて、引き続き検討すべき。

地域子ども・子育て支援事業に関する主な事項

- 一時預かり事業について、職員の処遇改善や補助単価の見直し等を検討すべき。
- 病児保育事業について、実態調査を踏まえた検討を行うとともに、利用管理のためのシステム構築費用の補助等を検討すべき。
- 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を検討すべき。

終わりに

- 制度全般に対する見直しは第3期の子ども・子育て支援事業計画期間との関係性も考慮し、5年後を目途として行うべき。
- 公定価格の次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても引き続き検討すべき。

令和2年度の公定価格の対応について(案)

公定価格全般に関する事項

項目	内容
①公定価格の設定方法	公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。
②旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。
③土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 ※現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。
④地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 ※子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。
⑤減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。
⑥所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ	所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 ※所長・管理者が配置されていない場合は減算。
⑦チーム保育加配加算(認定こども園)の算定方法の見直し	チーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の状況により加算額が変動しない仕組みに見直し。
⑧幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間(令和元年度末まで)の終了に伴い廃止。 ※第37回子ども・子育て会議(H30.10.9開催)において方針を決定済。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

項目	内容
①保育士等の処遇改善	令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善(保育士平均+1.0%)を令和2年度の公定価格にも反映。
②処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 ※併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
③夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。 【例】6/100地域 定員40人の場合：年額約820万円→年額約930万円（+約110万円）※処遇改善等加算Ⅰを含む。
④休日保育における共同保育への加算	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
⑤入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。
⑥申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
①栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 ※年額12万円（嘱託の場合）→年額約80万円【1号認定】、90万円【2・3号認定】 ※調理員を兼務する場合も拡充の対象 年額約50万円【1号認定】、60万円【2・3号認定】
②チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経歴年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
③給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び見直し	1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
④主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力化	主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
⑤施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡充と要件見直し	公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

※ 公定価格に関する検討事項としていた「被虐待児等の要保護児童等への支援」については、厚生労働省の補助事業において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るための事業を実施。

(4) 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について (令和2年度予算案ベース)

区分			国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	<旧制度> 私立幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

【参考】幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算案）

- 幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。
- 今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算案に当該額を計上する。
- 所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

＜幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額＞

（単位：億円）

項目		財源負担割合			令和元年度当初予算				令和元年度補正予算案			
		国	県	市町村		国	県	市町村		国	県	市町村
＜新制度＞ 保育所・ 幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
私立幼稚園（未移行）、 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計※1					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151※2	842 +76	1,850 +266

※1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 内閣府の補正予算案には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(△101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

令和2年度予算(案) 360億円

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意） ※抜粋

3 (2) 財政措置等

(事務費・システム改修費)

- 幼児教育無償化の実施に当たって、【①】初年度（2019年度）及び【②】2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる【③】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

① 令和元年度事務費

▶ 120億円（令和元年度当初予算）

※ 令和元年10月から半年分の事務費

② 令和2年度事務費

※対象経費については、システム改修に係る経費を含む

▶ 240億円（令和2年度当初予算案）

③ 令和3～5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費

▶ 120億円（令和2年度当初予算案）

※ 3年分の事務費

（参考）無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象となる全利用者数の数%程度と見込まれている

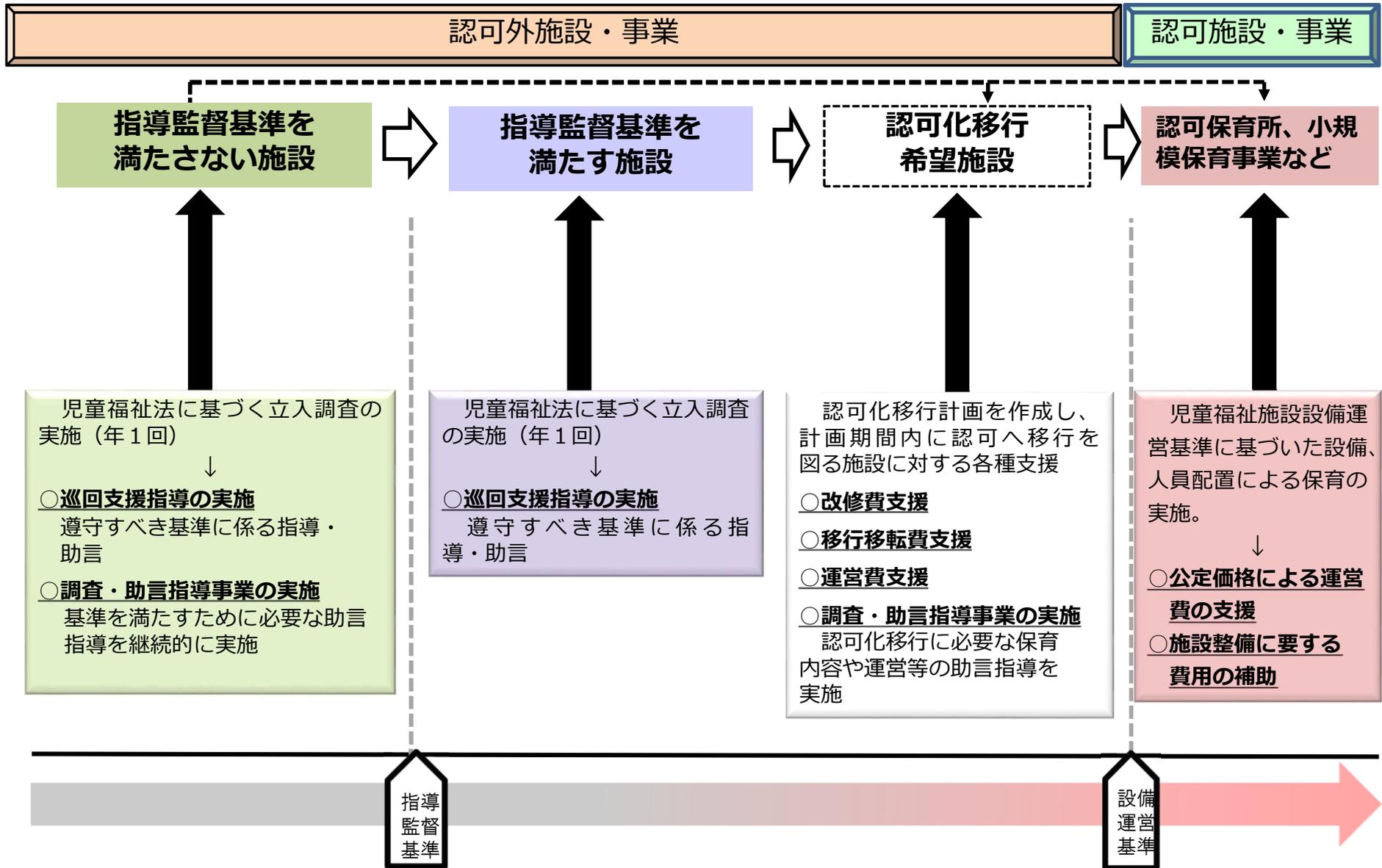
具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討する

安心こども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能

(5) 認可外保育施設の質の確保・向上について

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



認可を目指す認可外保育施設への支援

<目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ 認可化移行計画（*1）を策定し、計画期間内（*2）に移行を図ること。
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、認可基準の1/4以上は有資格者とし、比率（1/4、1/3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。
 - *1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定
 - *2 地方単独保育施設以外の施設は 5年間が上限

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】 国1/2（市町村1/4、設置主体1/4）（*）

*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3（市町村1/12、設置主体1/4）なる

【補助基準額】 1施設当たり 3, 200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】 国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】 1施設当たり 56.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。

【補助基準額】 1施設当たり 50.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。

【補助基準額】 1施設当たり 75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】 国1/2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】 1施設当たり 120万円

【補助基準額（仮設置費）】 1施設当たり 380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】 国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

【補助基準額】

① 運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価
4 歳 以 上 児	5.6万円
3 歳 児	6.2万円
1 , 2 歳 児	11.3万円
0 歳 児	18.1万円

+

新 公定価格に準じた各種加算

- ※ 消費税8%の場合の粗い試算
- ※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
- ※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育サポーター加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）

【補助基準額】 14.1万円
- ③ 開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）

【補助基準額】 0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）

【補助基準額】 2.0万円

認可外保育施設の現状

(出典：平成29年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

1. 施設数・事業所数

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,347か所	1,786か所	1,977か所 (事業者：327 個人：1,650)	4,556か所	9,666か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,347か所	1,786か所	4,556か所	7,689か所
立入実施施設②	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
実施率(②/①)	71%	56%	74%	69%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。
 ※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていることから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
基準適合施設④	401か所	614か所	1,910か所	2,925か所
基準適合率(④/③)	42%	61%	57%	55%

2. 児童虐待防止対策の抜本的強化

令和2年度予算案における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係予算)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

これを踏まえた、令和2年度予算案の主な内容は以下のとおり。

○ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和2年度予算案)	(令和元年度予算額)
1,754億円	(1,698億円)
※臨時・特別の措置	38億円(60億円)を含む。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	183億円 (169億円)
◇ 児童入所施設措置費等	1,355億円 (1,317億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	144億円 (157億円)
◇ 妊娠・出産包括支援事業	48億円 (38億円)
◇ 産婦健康診査事業	18億円 (13億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	3億円 (2億円)
◇ 里親養育包括支援(フォスリング)職員研修事業	0.3億円 (0.3億円)
◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円 (0.2億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	0.8億円 (0.7億円)
◇ 児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費	0.8億円 (-)
◇ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業	0.1億円 (-)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上

令和2年度予算案における児童虐待防止対策の抜本的強化関連予算（ポイント）

「児童虐待防止対策の抜本的強化」を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ協力で推進する。

子どもの権利擁護

体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進【新規】

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施

児童虐待の発生予防・早期発見

若年妊婦等への支援・女性健康支援センター事業【新規・拡充】

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に対してNPOがSNSを活用した相談支援等や、アウトリーチによる相談支援や緊急一時的な避難場所の宿泊支援を行うための経費の補助を新規計上

産婦健康診査事業・産後ケア事業【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事業等を推進するほか、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図るため、市町村同士での共同実施を推進するための経費の補助や、産後ケア事業を実施する施設の補助を創設

未就園児等全戸訪問事業【拡充】

未就園児等を対象として家庭を訪問する取組について、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問するための補助を拡充

子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助

児童相談所全国共通ダイヤル（189）運用経費

児童相談所全国共通ダイヤルの運用にあたって必要となる設備の保守等に係る経費を負担

児童相談所体制整備事業【拡充】

①夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するための補助を拡充（24時間・365日体制強化事業）。
②相談者の更なる利便性の向上を図るため、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を推進（SNS等相談事業）

子育て支援訪問事業（仮称）【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品の配布を行うなど保護者が支援を受け入れやすくなる取組を支援する事業を新規計上

子どもの死因究明にかかる体制整備【新規】

子どもの死因究明（Child Death Review）について、制度化に向け、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国が実施する研修【拡充】

児童相談所職員の専門性の更なる向上を図るため、国が主催するブロック単位の研修を開催する事業を拡充（子ども・子育て支援推進調査研究事業）

虐待・思春期問題情報研修センター【拡充】

児童相談所の業務や子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして自治体に派遣する事業を新規計上

法的対応機能強化事業【拡充】

常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等に係る費用の補助を拡充

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司等の増員を図るとともに、弁護士や医師等の配置を促進するための採用活動に係る補助を拡充

児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

小児科医、精神科医、法医学者など、事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修に係る補助を拡充

医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう補助を拡充

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

新プランの2年度目（2020年度）においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。（地方財政措置を拡充）

児童相談所児童福祉司等に係る処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。（地方財政措置を拡充）

官・民連携強化事業

児童相談所の業務の一部を民間に業務委託する場合の検討・準備にかかる費用等を補助

児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る補助、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用についての補助を拡充、③児童相談所の設置を目指す中核市等へ職員を派遣する都道府県等に対する代替職員に要する費用の補助を行う。

次世代育成支援対策施設整備交付金【拡充】

一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化

一時保護所における職員体制の強化【拡充】

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、職員体制を抜本的に強化するとともに処遇の改善を図る。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【拡充】

一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保するとともに、一時保護中の子どもの通園・通学を促進するため、賃貸物件を活用して一時保護専用施設を設置する際の改修に要する費用の補助の拡充及び改修中の賃借料に係る補助を新規計上

一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護が、子どもの安全確保のため、個々の子どもの状況に応じて、適時適切に対応できるよう学習支援やトラブル対応などに関する補助を拡充するとともに、一時保護所だけでなく、児童相談所に通訳等を配置した場合も補助対象となるよう補助対象を拡大

市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

民生委員・児童委員などへの研修や地域と連携した児童虐待に関する普及啓発活動の強化、要支援児童の居場所づくりなどを通じた見守りの活動を強化するための補助を拡充

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所において、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する事業を新規計上

児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受ける体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を新規計上

同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を新規計上

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和(※)
※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上→常時1名以上に緩和

児童虐待に関する情報共有システムの構築【拡充】

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

保護者指導・カウンセリング強化学業【一部・新規拡充】

児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を新規計上。また、専門医療機関や民間団体と連携した取組が推進されるよう、補助メニューの見直しを行う。

児童の安全確認等のための体制強化学業（都道府県分）【拡充】

子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制（児童相談所への警察OB配置等）を確保するための補助を拡充

社会的養育の充実・強化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備

里親への委託前養育等支援事業【新規】

里親委託前の交流期間について、一般生活費や施設等へ訪問するための費用の補助を新規計上

里親手当【拡充】

手当額に庁費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充

里親家庭に対する一時的に子どもを預かる支援の利用促進【拡充】

一時的に子どもを預かる支援（レスパイトケア）について、2歳未満の子どもを預かった場合の補助単価を拡充等

里親制度等広報啓発事業【拡充】

里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発をおこない、社会的認知度を高め、その推進を図る

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養親候補者の増加や高齢児への支援に対応するための体制の構築や、職員の資質向上などにモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るとともに、養親希望者手数料の負担軽減を更に充実

社会的養護自立支援事業等【拡充】

児童養護施設等の退所者が意見交換等を行う場所を常設するために必要となる経費の補助を新規計上

小規模かつ地域分散化【拡充】

地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支弁（子ども：職員＝6：4から最大6：6に拡充）

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を新規計上

自立支援担当職員の配置【新規】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る

社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費の補助を新規計上

児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○ 令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
①国と地方との協議の場の開催(※) ※中核市等の児相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置。	8月2日 ▼ ← 協議の場 →			
②体罰禁止	9月3日 ▼ ← 検討会 →	周知 施行		
③職員の資格の在り方 その他資質の向上策の検討	9月10日 ▼ ← 資質向上WG →		施行後一年	
④一時保護等の手続きの在り方の検討	← 実態把握 →	← 検討の場 →		
⑤子どもの権利擁護に関する検討	← 調査研究 → 12月19日 ▼	← 施設等でのモデル実施 →		施行後二年
民法「懲戒権」の検討(法務省)	6月20日 ▼ ← 法制審議会 →		(中間試案・パブリックコメント)	施行後二年

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、**国、都道府県及び市区町村における体制の強化**を進めるため、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場を設置。さらに、個別の論点について検討を行うために2つのワーキンググループを設置。

1. 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

< 構成員 >

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、中野区、豊田市、舟橋村、那賀町
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会

< 主な検討課題 >

- ・人材の確保・育成・人事の在り方
- ・中核市等における児童相談所設置の効果
- ・中核市等における児童相談所設置の具体的プロセス
- ・都道府県、市町村の連携強化と役割分担 等

2. 児童相談所の設置の基準に関するWG

< 構成員 >

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、豊橋市、大田区
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：舟橋村、那賀町、全国知事会、全国市長会、全国町村会

< 設置基準（※）の策定にあたっての主な視点 >

- ・人口
- ・地理的条件や交通事情
- ・相談対応件数
- ・市町村との連携 等

※政令で定める設置基準の施行は令和5年度だが、地方自治体における準備期間を考慮した対応が必要。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

スケジュール・開催実績

令和元年9月3日	第1回開催
令和元年10月28日	第2回開催
令和元年12月3日	第3回開催 ・素案について審議 → パブリックコメントを実施
令和2年1月～2月	第4回開催（予定） ・取りまとめ
令和2年4月1日	改正法施行

主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

委員

○ 大日向雅美	恵泉女学園大学 学長
高祖 常子	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
立花 良之	成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
福丸 由佳	白梅学園大学 子ども学部 教授 CARE-Japan 代表
松田 妙子	NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事
山田 和子	四天王寺大学 看護学部 教授

○座長

（敬称略、五十音順）

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

スケジュール

令和元年 9月10日 議論開始
 令和2年 夏目処 中間的な整理
 令和2年 12月 ワーキンググループの議論の整理
 その後、社会的養育専門委員会へ報告

委員

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
我妻 元晴	本庄市保健部子育て支援課長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会理事長
加藤 雅江	杏林大学医学部付属病院患者支援センター課長
栗延 雅彦	和泉乳児院院長
栗原 直樹	元十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 教授
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ センター長
才村 純	東京通信大学 教授
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授
廣中 誠司	山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課長
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長 全国保育士会会長
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

委員

相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 理事 大分大学 福祉健康科学部 教授	久保 健二	福岡市 こども総合相談センター こども緊急支援課長、弁護士
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士	桑田 朋子	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 助教	田中 由美	大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長
榎本 英典	三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護 コーディネーター	永野 咲	昭和女子大学 人間社会学部 助教
大谷 美紀子	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長	堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭	前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授

(敬称略、五十音順)

3. 地域における子育て支援の充実

(1) 放課後児童クラブについて

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

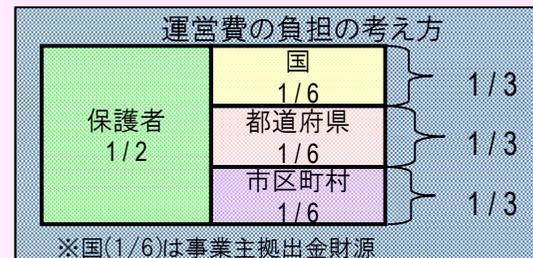
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和元年度予算 888億円 → 令和2年度予算案 978億円
 (うち、子ども・子育て支援交付金 令和2年度予算案 812億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 地方分権一括法による「従うべき基準」の参酌化に伴い、常時職員1名配置とするクラブ等について、職員配置等に応じた補助基準額を設定する。
- 実施主体：市区町村(特別区を含む)



令和2年度予算案の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○ 公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市区町村の支援策等に対する補助。

(3) 障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

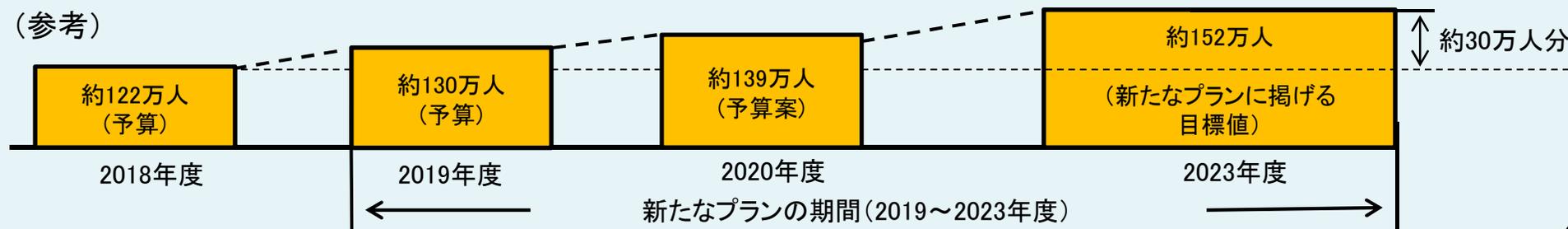
(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ▶ 18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶ 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(6) 要支援児童等対応推進事業(令和2年度新規)

要支援児童等の支援のための職員配置の経費補助。

(参考)



(2) 社会的養育の充実について

家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

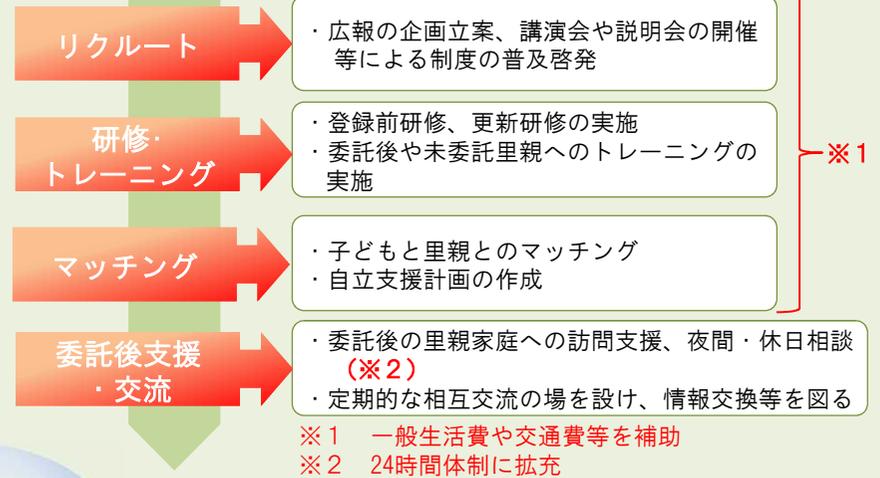
- ・ 児童入所施設措置費等1,355億円の内数 **(拡充)**
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業183億円の内数 **(拡充)**
- ・ 里親制度等広報啓発事業81百万円 **(拡充)**
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業33百万円
- ・ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業（仮称）12百万円 **(創設)**

I 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。
- ・ 里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用による負担軽減や子どもを養育するために必要な費用を補助。

令和2年度予算案における拡充内容

- フォスタリング機関の体制整備
 - ・ 24時間の相談体制及び緊急対応体制を整備
- 里親家庭への支援の充実
 - ・ 里親委託前の交流期間の一般生活費等の補助
 - ・ 2人目以降の里親手当の拡充 等



里親

養子縁組

施設

II 特別養子縁組の推進

- ・ 民間養子縁組あっせん機関に対して、研修受講費用、第三者評価受審費用等を助成するとともに、養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業等を実施する。

令和2年度予算案における拡充内容

- 民間あっせん機関における支援体制の強化
 - ・ 比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制の構築
 - ・ 職員の資質向上
- 養親希望者の負担軽減
 - ・ 養親希望者の手数料負担の更なる負担軽減の実施

III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

- ・ 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育の迅速かつ強力で推進する。

令和2年度予算案における拡充内容

- 母子生活支援施設等の多機能化
 - ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費等の補助
- 児童養護施設等における職員配置の充実
 - ・ 施設内における性暴力等へ対応するための補助者の配置
 - ・ 小規模かつ地域分散化された生活単位の養育体制を充実（子ども：職員＝6：4→最大6：6）

IV 自立支援の充実

- ・ 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。
- ・ 施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

令和2年度予算案における拡充内容

- 児童養護施設等の体制強化
 - ・ 児童養護施設等における進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員の配置
 - ・ 児童養護施設等の退所者が気軽に集まれる場を常設

自立支援

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標（※）を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
（※）概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果

「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件(H26～H27)

(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ (民法の改正)

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育
かつ、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事務手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者
申立て

（審理対象）

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不相当であること等
 - ・ 実親の同意（**審判確定まで撤回可能**）の有無等
 - ・ 養親子のマッチング
- ※ **6か月以上の試験養育**

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

- ・ 実親の養育能力（経済事情や若年等）
- ・ 虐待の有無

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子縁組
成立の審判

【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入（新家事事務手続法第164条・第164条の2関係）

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

（ア）実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判（特別養子適格の確認の審判）

（イ）養親子のマッチングを判断する審判（特別養子縁組の成立の審判）

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる（上記①及び②）。

(2) 同意の撤回制限（新家事事務手続法第164条の2第5項関係）

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可（上記②）。

(3) 児童相談所長の関与（新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3）

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする（上記③）。

（イメージ図）

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の
確認の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組
成立の審判

（審理対象）・ 養親子のマッチング ※ 6か月以上の試験養育

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

（審理対象）

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

試験養育がうまくいかない場合には却下

(3)ひとり親家庭等の自立支援及び
困難な問題を抱える女性への支援等
の推進について

ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進

- ◆「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援員等の相談に従事する職員等の専門性の向上等による相談支援体制の充実、母子父子寡婦福祉資金における修学資金等の貸付対象経費の拡充などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。
- ◆婦人保護事業について、配偶者からの暴力（DV）被害など様々な困難を抱える被害者のニーズに対応した相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○母子家庭等対策総合支援事業

◇母子家庭等就業・自立支援事業【拡充】

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

◇ひとり親家庭等日常生活支援事業【拡充】

事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図る。また、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

◇ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施する。

◇母子・父子プログラム策定事業【拡充】

ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

◇ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金について、受講修了時の負担軽減を図るため、支給割合の見直しを行う。

◇離婚前後親支援モデル事業【拡充】

「親支援講座」に加え、地方自治体が実施する養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めを促進する事業等）に対する補助を行う。

◇社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

○児童虐待・DV対策等総合支援事業

◇婦人相談員活動強化事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

◇婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

◇婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

◇婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

◇地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するとともに、見守り支援を行う生活支援員を新たに配置する。

◇DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する。

◇DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

○婦人保護施設運営費負担金・補助金

◇同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を行う。
※一時保護所の学習指導員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

◇心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

加算要件の緩和（被害女性及びその同伴する家族等の合計10名以上 → 常時1名以上に緩和）を図ることにより、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図る。

◇同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から、小・中学校等に安全・安心に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
※一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

離婚前後親支援モデル事業【拡充】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書作成への支援による養育費の取り決めを促進する事業等）に対する補助を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

<補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保等に資する事業

具体例として、公正証書作成の支援（弁護士への相談費用、公正証書作成の手数料に対する補助等）、養育費確保の支援（保証契約を結ぶ費用補助等）など。

④事後評価の実施

- ◆ 受講者や委託団体等からの意見聴取、受講前後における養育費や面会交流の取り決め状況などに関するアンケートを実施するなど、本事業の効果等について評価を行う。

地方自治体



民間団体

<事業の全部又は一部を委託可>

厚生労働省

婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

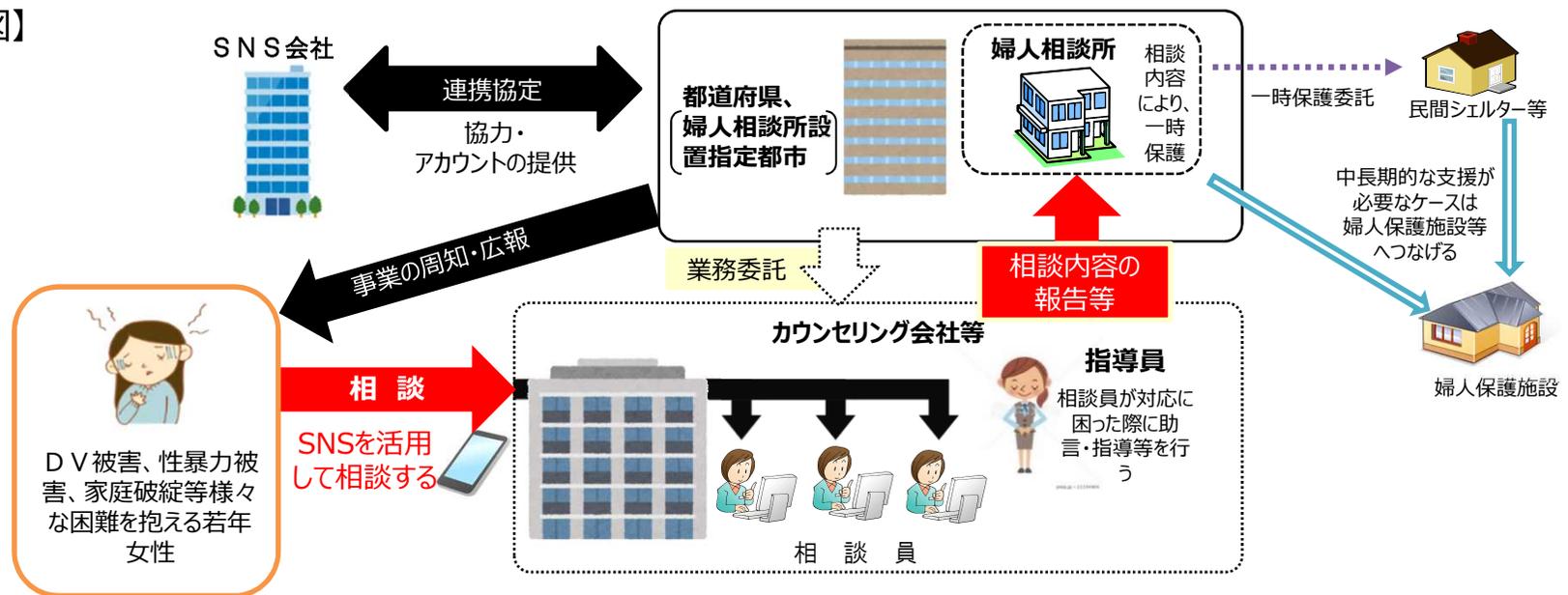
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【イメージ図】



地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

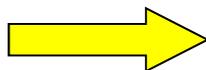
- 婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

※賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

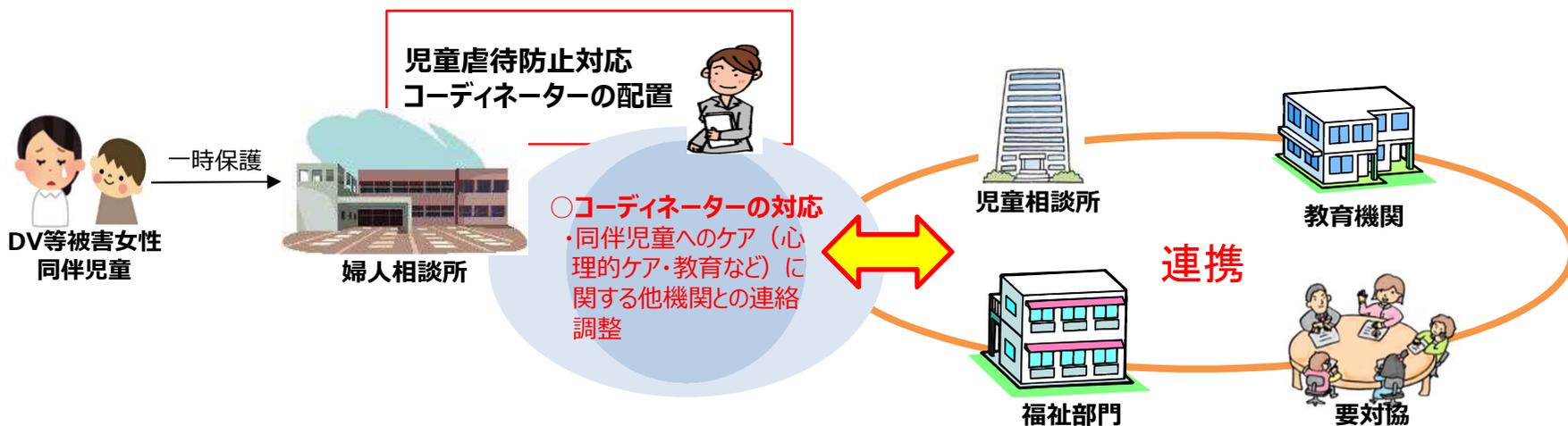
- 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1か所当たり6,217,000円

【事業イメージ】



困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ

< 概要 >

【令和元年10月11日公表】

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、DV防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

(4) 妊娠期から子育て期にわたる
切れ目のない支援について

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

※ 2018年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※閣議決定により策定し、公表する。
- ※少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○成育医療等協議会の設置

- ※厚生労働省に設置
- ※委員は厚生労働大臣が任命
- ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

令和元年12月1日

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

- 実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準
（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
 - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日

産後ケア事業

(令和元年度予算) (令和2年度予算案)
2,551百万円 → 2,708百万円

事業目的

○退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

実施主体等

○市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

対象者

○家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)に該当する者 (1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)
- ②褥婦に対する療養上の世話
- ③産婦及び乳児に対する保健指導
- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

○補助率等

(補助率: 1/2) (R2基準額(案): 人口10~30万人未満の市の場合 月額2,023,300円)

(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)

(平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成30年度は667市町村において実施)

※産後ケア事業を行う施設の整備については、[次世代育成支援対策施設整備交付金](#)において補助

多胎妊産婦への支援について

○孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するため、産前・産後サポート事業に支援のためのメニューを創設し、多胎妊産婦への負担感や孤立感の軽減を図る。

■対象：多胎妊婦、多胎家庭

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①多胎ピアサポート事業：補助単価（案）：月額189,000円

孤立しやすい多胎妊婦及び多胎家庭を支援するため、同じような多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

②多胎妊産婦サポーター等事業：補助単価（案）：月額408,800円

○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ、育児等サポーターを派遣し、産前や産後において、外出の補助や日常の育児に関する介助等を行う。併せて、日常生活における不安や孤立感などに対応した相談支援を実施する。

○多胎妊婦等へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施する。

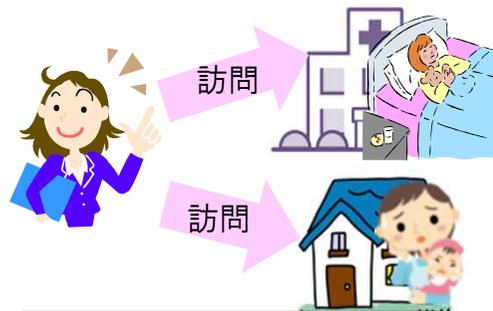
<多胎ピアサポート事業>

○多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

○相談支援事業では、多胎妊婦が入院する病院への訪問や多胎妊産婦の家庭へのアウトリーチを実施。



交流会の実施



多胎児の育児経験者による
訪問相談の実施

<多胎妊産婦サポーター等事業>

○多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。

○多胎妊産婦へ派遣される育児サポーターに向け、多胎に関する研修も併せて実施。



日常生活の
サポートの実施



外出時の補助



サポーター向けの
研修会の実施

新生児聴覚検査体制整備事業の拡充

(令和元年度予算) (令和2年度予算案)
49百万円 → 436百万円

課題

- 新生児期に聴覚検査を受検することは、難聴の早期発見・早期療育のために有効であるが、市町村において、新生児聴覚検査の実施率の把握ができておらず、また、把握しても、必要な医療や療育機関等へ早期に繋がられていないなどの課題がある。
- そのため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。

新生児聴覚検査体制整備事業の拡充

【1. 都道府県新生児聴覚検査管理等事業の実施】

- 実施主体：都道府県or都道府県内の聴覚に関する治療や療育の機能を持つ中核的な医療機関に委託も可。
- 実施担当者：看護師、助産師、言語聴覚士 ■補助単価(案)：10,000千円 ■補助率(案)：国1/2、都道府県1/2

①. 検査結果の情報集約と、医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施

- 産科医療機関等や市町村から、新生児に関する聴覚検査結果を集約し、検査結果を把握するよう市町村へ指導することや他の精密検査実施医療機関等への治療や療育等の依頼等を行う。また、必要に応じ、直接訪問指導も実施。

②. 電話・面接相談や、産科医療機関・市町村からの相談対応

- 難聴と診断された子を持つ親等からの相談や照会への対応を実施。
- 産科医療機関や市町村からの、聴覚に関する専門的な照会や療育機関との連携について、相談対応の実施。

③. 産科医療機関等の検査状況・精度管理業務

- 管内の産科医療機関を定期的に訪問し、検査機器の有無や検査の実施方法や精度等の確認を実施。

【2. 聴覚検査機器の購入補助】

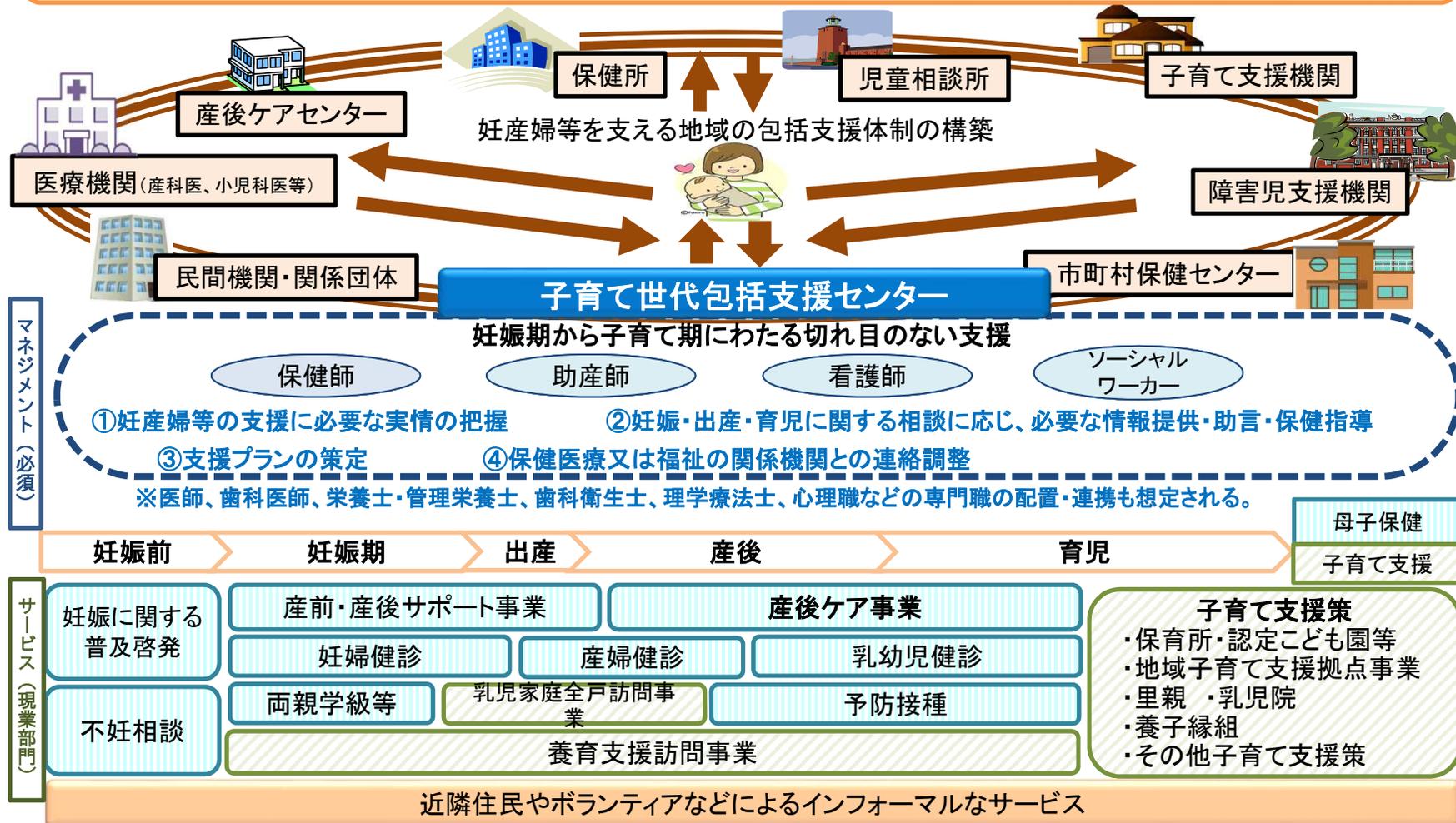
- 小規模の医療機関等が聴覚検査の機器(自動ABR)を購入する際の補助を実施。
- 実施主体：都道府県 ■補助単価(案)：3,600千円 ■補助率(案)：国1/2、都道府県1/2

<事業イメージ：都道府県新生児聴覚検査管理等事業>



子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数：983市区町村(1,717か所)2019年4月1日現在 > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子どもの死因究明（Child Death Review）体制整備モデル事業【新規】

（令和元年度予算） 0百万円 → （令和2年度予算案） 59百万円

- 子どもの死因究明（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、2年後のCDRの制度化に向けた検討材料とする。

■実施主体：都道府県（全国で5箇所程度を想定）※中核を担う医療関係団体等（医師会、医療機関への委託も可）

■補助単価（案）：11,883千円 ■補助率（案）：国10/10

■事業内容

○CDR関係機関連絡調整会議：医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

○CDRデータ収集・整理等：子どもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票：厚労科研事業で作成中）に記録。

○多機関検証委員会（政策提言委員会）：死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① CDR関係機関連絡調整会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証委員会を開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証委員会から都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

(参考1) 令和2年度子ども家庭局予算案の概要

令和2年度予算案の概要 (子ども家庭局)

「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿整備・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防・早期発見
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）
- 3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

《予算額》

(単位：億円)

会計区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	5,211	4,805	▲405	▲7.8%
東日本大震災復興 特別会計	1.5	3.5	1.9	+125%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

※ 令和元年度当初予算額、令和2年度予算案は、臨時・特別の措置を除く。
(令和元年度：188億円、令和2年度：97億円)

※ 令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

令和2年度予算案における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実 7,000億円
- 子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府所管) 6,526億円
- 社会的養育の充実(厚生労働省所管) 474億円

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向けて意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進や産後ケア事業の更なる充実を図るとともに、不安を抱える若年妊産婦や多胎児妊産婦への支援の充実等を図る。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

1,185億円 → 1,144億円

※臨時・特別の措置99億円→59億円を含む

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える人材の確保のため、保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保や保育士宿舍借り上げ支援事業の要件見直しなどを実施する。

(1) 保育の受け皿整備

- 待機児童の解消に向け、保育の受け皿整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施するとともに、賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを行うことにより、保育所等の受入児童数の拡大を図る。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育所等の整備 228億円

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

- 保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算に計上し、安定的な財源確保を図る。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを定める時点を直近2か年の状況で対象者の年数(採用日から5年又は10年以内)を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補助基準額を地域の実勢に応じた金額に見直す。

(参考)【令和元年度補正予算案】

○保育所等のICT化の推進 3.6億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

(3) 多様な保育の充実【一部新規】

- 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

(4) 保育所等の園外活動時の安全確保【一部新規】

- 交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード(仮称)が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

(5) 認可外保育施設の質の確保・向上【一部新規】

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- 指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

2兆8,975億円 → 3兆1,918億円(内閣府予算)

(1) 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- 子育てのための施設等利用給付 等

<令和2年度予算案における主な充実事項等>

【公定価格全般に関する事項】

・旧副食費の取扱い

令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定こどもの人件費に上乘せ

- ・土曜日に閉所した場合の減算の見直し
土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入
※現在、全ての土曜日を閉所している場合に6%～8%減算
- ・地域区分の見直し
国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ
※子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続
- ・減価償却費加算の地域区分の見直し
地域区分（4区分）を廃止し、加算額を最も高い単価に統一

等

※公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を継続

【処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項】

- ・保育士等の処遇改善
令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.0%）を令和2年度の公定価格にも反映
- ・夜間保育加算の拡充
夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充

等

【教育・保育の質の向上に関する事項】

- ・栄養管理加算の拡充 ※0.3兆円超メニューの一部実施
栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置（調理員を兼務する場合も拡充の対象とする）
- ・チーム保育推進加算（保育所）の要件緩和
1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和

等

② 地域子ども・子育て支援事業

- 市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
- ・利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<令和2年度予算案における主な充実事項>

- ・利用者支援事業
特別な配慮が必要な子育て家庭等への対応の充実

- ・延長保育事業
夜間保育所が夜間の延長保育（22時以降）を実施する場合の補助基準額を拡充
- ・一時預かり事業
利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設
その他、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加

等

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当（1,032億円）

(2) 放課後児童クラブの受け皿整備（一部社会保障の充実）【一部新規】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、引き続き施設整備費の補助率高上げを行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

(3) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
- ア 企業主導型保育事業
休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の運営を支援する。
 - イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

(4) 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

3. 子どもを産み育てやすい環境づくり

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)
268億円 → 277億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査等を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図る。
- ・ 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所を確保するための経費を補助する。
- ・ 育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施し、また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。
- ・ 健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や伝えるべき事項などの研修を行う。
- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援するとともに小規模の産科医療機関等における聴覚検査機器の購入に対する支援を行う

(2) 不妊治療への助成

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

(3) 子どもの死因究明に係る体制整備【新規】

- ・ 子どもの死因究明(Child Death Review)について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防・早期発見

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)
1,538億円の内数 → 1,608億円の内数

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

【一部新規】(一部再掲)

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置づけられた産後ケア事業の更なる充実を図る。
- ・ 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所を確保するための経費を補助する。

(2) 子育て家庭へのアウトリーチ【一部新規】(一部社会保障の充実)

- ・ 市区町村において、地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

(3) 子どもの権利擁護の推進【新規】

- ・ 児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰の禁止や体罰によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)
1,645億円の内数 → 1,684億円の内数

※臨時・特別の措置60億円→38億円を含む

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の推進

・ 2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※ 新プランの2年度目(2020年度)においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。(地方財政措置を拡充)

(2) 児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】

・ 児童相談所及び市区町村において、児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、市区町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。

・ 常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、弁護士の配置及び計画的な人材確保を進めるための採用活動に係る補助を拡充する。

・ 児童相談所における医師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備及び自治体が行う医療機関従事者向けの研修について補助の拡充を行う。

・ 中核市及び特別区における児童相談所の設置促進を図るため、職員派遣の際の代替職員の確保に係る補助について拡充を図る。

・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNSを活用した相談体制整備を支援する。

※ 精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童福祉司等について、処遇改善を図る。(地方財政措置を拡充)

(3) 市区町村における取組の充実【一部新規】

・ 市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

・ 民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

(4) 一時保護児童の受入体制の抜本的強化【一部新規】

・ 一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助(※1)及び職員体制(※2)の抜本的な拡充を図る。併せて、一時保護所職員の処遇改善を図る。

※1・ 一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応が出来る環境整備(基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引き上げ)を実施。なお、国庫補助率は1/2相当だが、自治体負担分について地方交付税措置を拡充。

※2・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化(利用児童数に応じた職員配置加算の創設)

・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応を強化する(利用児童の規模に応じて調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置)。

・ 加えて、一時保護している子どもが適切に教育を受けられる、また、学校等に通園・通学できるよう支援を拡充する。

(5) 関係機関間の連携等【一部新規】

・ 児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

・ 児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携した取り組みが推進されるよう補助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業を創設する。

・ 児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助の拡充を行う。

・ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)
1,644億円の内数 → 1,684億円の内数
※臨時・特別の措置60億円→38億円を含む

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

・ 里親家庭への支援の充実を図るため、2人目以降の里親手当の拡充等を行う。

・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制を整備する。

・ 子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託ができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。

- ・ 養子候補者の増加や高年齢児への支援に対応するための体制構築に係る補助の創設など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進する。

(2) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

(一部社会保障の充実)【一部新規】

- ・ 児童養護施設における小規模かつ地域分散化の更なる推進(※)を図るとともに、児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための補助を拡充する。

※子ども：職員＝6：4→最大6：6

里親委託の推進を積極的に行っているなど一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実を図る。

- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、建物の改修期間中に発生する賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を創設する。

(3) 自立支援の充実【一部新規】

- ・ 児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。
- ・ 子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供するため、NPO等が社会的養護出身者を対象とした交流会等を開催するための経費や児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を、常設するために必要となる経費の補助を創設する。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもへの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

2,237億円の内数 → 1,756億円の内数

※令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 相談支援の充実【一部新規】

- ・ ひとり親家庭等が抱える問題の解決に向けた相談、講習会の開催、ひとり親家庭の交流等を行うほか、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ・ また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援の実施、母子・父子自立支援員等の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助による相談員の専門性の向上を図り、ひとり親家庭等への相談支援体制の充実を図る。

③ 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進(後掲14ページ参照)

(2) 生活を応援する取組

① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を引き続き実施する。

② 自立を促進するための経済的支援【一部新規】

- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象に受験料や修学期間中の生活費等を加える。
- ・ 児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

③ 養育費の確保等支援【拡充】

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を引き続き実施する。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費や面会交流に関する相談・情報提供等のほか、弁護士による相談を実施する。
- ・ また、離婚前後親支援モデル事業について、「親支援講座」に加え、地方自治体が実施する養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を、小学生を養育する家庭まで拡大する。

(3) 学びを応援する取組

○ ひとり親家庭等への学習支援（学び直し支援）

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

(4) 仕事を応援する取組

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金からその経費の一部を支給する。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施【一部新規】

- ・ ひとり親個々の自立支援プログラムを策定の際、適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助し、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上を図る。

2 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進【一部新規】（一部再掲）

(令和元年度当初予算額) (令和2年度予算案)

191 億円の内数 → 206 億円の内数

- ・ 若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNS を活用した相談体制整備を支援する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきた DV 被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。
- ・ 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員への配置に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。
- ・ 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなど DV 被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV 被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧や、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震化整備を実施する。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

（令和元年度当初予算額） （令和2年度予算案）

1.5億円 → 3.5億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和2年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（令和元年度当初予算額） （令和2年度予算案）

177億円の内数 → 155億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

・保育所等整備交付金

・次世代育成支援対策施設整備交付金

（令和元年度当初予算額） （令和2年度予算案）

159億円 → 97億円

※臨時・特別の措置

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

（参考）【令和元年度補正予算案】

○児童福祉施設等の災害復旧 37億円

被災した児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。
また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

○児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備 0.6億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を推進する。

○児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備 2.3億円

災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

(参考2)照会先一覽

子ども家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. (1)「子育て安心プラン」の着実な推進について (P. 1～)	保育課	待機児童対策係	堀江 博朗	4840
		予算係	市川 久敏	4837
1. (2) 保育人材の確保に向けた総合的な対策について (P. 7～)	保育課	保育士対策係	岡本 裕太	4858
1. (3) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し (令和2年度の公定価格の見直し等)について (P. 10～)	総務課 少子化総合対策室	企画調整係	福島 駿	4825
	保育課	企画調整係	牛津 拓也	4835
		保育調整係	今野 健宏	4855
1. (4) 幼児教育・保育の無償化について (P. 14～)	総務課 少子化総合対策室	企画調整係	福島 駿	4825
	保育課	指導係	久保 拓也	4838
		企画調整係	牛津 拓也	4835
1. (5) 認可外保育施設の質の確保・向上について (P. 17～)	総務課 少子化総合対策室	企画調整係	福島 駿	4825
		指導係	久保 拓也	4838
2 児童虐待防止対策の強化について (P. 20～)	家庭福祉課 虐待防止対策推進室	企画法令係	村田真吾	4895

子ども家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
3. (1)放課後児童クラブについて (P. 29～)	子育て支援課	健全育成係	新坂 葵	4845
3. (2)社会的養育の充実について (P. 31～)	家庭福祉課	指導係	鈴木 彰	4879
3. (3)ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について (P. 35～)	家庭福祉課 母子家庭等自立支援室			
(ひとり親家庭等の自立支援の推進)		生活支援係	浜田 裕	4887
		就業支援係	古川 和史	4888
		扶養手当係	樋口 大輝	4889
(困難な問題を抱える女性への支援等の推進)		女性保護係	鈴木 充	4886
3. (4)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について (P. 41～)	母子保健課	総務係	山本 大作	4976
		母子保健係	荒田 英治	4975
(参考1)令和2年度子ども家庭局予算案の概要 (P. 48～)	書記室	経理係	石田 有介	4806